

令和4年6月13日・14日

## 総務委員会資料

### 付託議案

#### 【一般事件案】

承認第2号議案

専決処分事件の報告及び承認について〔関係分〕

令和3年度島根県一般会計補正予算（第15号）

（消防総務課）・・・・・・・・P1

#### 【予算案】

第79号議案

令和4年度島根県一般会計補正予算（第2号）〔関係分〕

（消防総務課）・・・・・・・・P3

### 報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について  
（防災危機管理課）・・・・・・・・P6
2. 島根原子力発電所管理事務所における火災に関する対応結果について  
（原子力安全対策課）・・・・・・・・P11
3. 島根原発2号機事前了解に係る中国電力・国への要請について  
（原子力安全対策課）・・・・・・・・P13

防 災 部



【承認第2号議案】

令和3年度島根県一般会計補正予算（第15号） [関係分]

＜令和4年3月31日専決処分＞

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,193,798	▲ 11,000	1,182,798
防災危機管理課	521,068	0	521,068
原子力安全対策課	1,308,847	0	1,308,847
合計	3,023,713	▲ 11,000	3,012,713

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料3 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	1,193,798	▲ 11,000	1,182,798	【財源】国庫:▲5,500 県債:▲5,500				
1 防災情報システム整備事業費	596,840	▲ 11,000	585,840		2	6	2	31

【第79号議案】

総務委員会資料  
令和4年6月13日・14日

令和4年度島根県一般会計補正予算（第2号）〔関係分〕

歳出総括表〔防災部〕

一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	1,221,860	0	1,221,860
防災危機管理課	528,140	0	528,140
原子力安全対策課	1,668,938	86,240	1,755,178
合計	3,418,938	86,240	3,505,178

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料2 掲載ページ
					款	項	目	
原子力安全対策課	1,668,938	86,240	1,755,178	【財源】国庫:86,240				
1 原子力防災対策事業費	825,708	86,240	911,948	万一の原子力災害の発生に備え、原子力防災資機材の整備を充実 避難車両への放射性物質付着の有無を効率的に検査できる体制を、より迅速・確実に準備できるよう、放射線測定器(ゲート型モニタ)を追加整備	2	6	2	14

## 債務負担行為〔防災部〕

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	内容など
原子力安全対策課	原子力防災対策事業費	令和5年度	395,000	県立浜山公園体育館の環境整備について、複数年度にわたる契約を締結する必要が生じたため。

新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
5月10日(火)		県内感染者確認(159名、累計15,031名)
5月11日(水)		県内感染者確認(153名、累計15,184名)
5月12日(木)		県内感染者確認(150名、累計15,334名)
5月13日(金)		県内感染者確認(143名、累計15,477名)
5月14日(土)		県内感染者確認(100名、累計15,676名)
5月15日(日)		県内感染者確認(99名、累計15,577名)
5月16日(月)		県内感染者確認(112名、累計15,788名)
5月17日(火)		県内感染者確認(106名、累計15,894名)
5月18日(水)		県内感染者確認(118名、累計16,012名)
5月19日(木)		県内感染者確認(104名、累計16,116名)
5月20日(金)		県内感染者確認(97名、累計16,213名)
5月21日(土)		県内感染者確認(112名、累計16,325名)
5月22日(日)		県内感染者確認(54名、累計16,379名)
5月23日(月)	<b>基本的対処方針の変更</b>	<p>県内感染者確認(84名、累計16,463名)</p> <p><b>第70回対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民、事業者向け) 県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要請の期間は、令和4年5月24日から当面の間とする</li> </ul> <p><b>(都道府県をまたぐ移動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中国・四国地方以外の都道府県との不要不急の移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること</li> <li>県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること</li> </ul>



日付	国	島根県
		<p><b>(無料検査の受診)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を6月30日までとする(特措法第24条第9項に基づく要請)</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、飲食の際の人数を、松江市と出雲市の飲食店等を利用する場合は8人以下、その他の地域の飲食店等を利用する場合は12人以下とすること、ただし、次の条件を全て満たす場合は、これらの人数制限を適用しないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>①同一テーブルの真正面の席との間にアクリル板等を設置し、隣席との対人距離を1m以上確保、またはアクリル板等を設置</li> <li>②テーブルが別であっても対人距離を1m以上確保、またはパーティション等を設置</li> <li>③一つのテーブルを6人以下で利用</li> <li>④テーブル間の移動をしない</li> </ul> </li> <li>・なお、同居する家族等での利用については、これらの制限を適用しないこと</li> <li>・時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で3時間を限度とすること</li> <li>・中国・四国地方以外の県外の方との飲食は、県内、県外を問わず、控えること</li> </ul>
5月24日(火)		県内感染者確認(97名、累計16,560名)
5月25日(水)		県内感染者確認(77名、累計16,637名)
5月26日(木)		県内感染者確認(75名、累計16,712名)
5月27日(金)		県内感染者確認(58名、累計16,770名)
5月28日(土)		県内感染者確認(54名、累計16,824名)
5月29日(日)		県内感染者確認(25名、累計16,849名)
5月30日(月)		県内感染者確認(69名、累計16,918名)
5月31日(火)		県内感染者確認(56名、累計16,974名)
6月1日(水)		県内感染者確認(68名、累計17,042名)
6月2日(木)		県内感染者確認(57名、累計17,099名)

日付	国	島根県
6月3日(金)		<p>県内感染者確認(45名、累計17,144名)</p> <p><b>第71回対策本部会議</b></p> <p>知事指示事項 (県民、事業者向け)</p> <p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、以下のこと等を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請の期間は、令和4年6月3日から当面の間とする</li> </ul> <p><b>(都道府県をまたぐ移動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用することを前提として、飲食の際の人数を16人以下とすること、ただし、次の条件を全て満たす場合は、この人数制限を適用しないこと</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>①同一テーブルの真正面の席との間にアクリル板等を設置し、隣席との対人距離を1m以上確保、またはアクリル板等を設置</li> <li>②テーブルが別であっても対人距離を1m以上確保、またはパーティション等を設置</li> <li>③一つのテーブルを6人以下で利用</li> <li>④テーブル間の移動をしない</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、同居する家族等での利用については、これらの制限を適用しないこと</li> </ul>
6月4日(土)		県内感染者確認(41名、累計17,185名)
6月5日(日)		県内感染者確認(25名、累計17,210名)
6月6日(月)		県内感染者確認(56名、累計17,266名)
6月7日(火)		県内感染者確認(47名、累計17,313名)
6月8日(水)		県内感染者確認(37名、累計17,350名)
6月9日(木)		<p><b>第72回対策本部会議(書面開催)</b></p> <p>決定事項 (県民、事業者向け)</p>

日付	国	島根県
		<p>県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要請の期間は、令和4年6月9日から当面の間とする</li> </ul> <p><b>(都道府県をまたぐ移動)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと、ただし、発熱等の症状がある場合は控えること</li> <li>・また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること</li> </ul> <p><b>(基本的な感染対策の徹底)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること</li> </ul> <p><b>(家庭や職場等での健康管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</li> <li>・児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること</li> <li>・各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> </ul> <p><b>(無料検査の受診)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること、なお、この要請については、要請の期間を6月30日までとする（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆</li> </ul>

日付	国	島根県
		<p>様は、そうした店舗を利用すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること</li> </ul> <p><b>(ワクチンの追加接種)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと</li> </ul> <p><b>(業種ごとのガイドライン遵守)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(イベント開催の目安)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>島根県の対応（令和4年2月18日島根県対策本部決定）によること（特措法第24条第9項に基づく要請）</li> </ul> <p><b>(接触確認アプリの活用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul> <p><b>(事業所での接触低減の取組)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p><b>(誹謗中傷や差別の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること</li> <li>また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと</li> </ul> <p><b>知事会見（県民向け）</b></p> <p>県内の感染状況を踏まえ、以下のとおり要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食の際の人数や利用時間の制限を解除</li> </ul>

日付	国	島根県
		・各店舗において感染防止対策を徹底し、そうした店舗を利用すること

## 島根原子力発電所管理事務所における火災に関する対応結果について

### 1. 主な経過

- 令和3年5月18日 島根原子力発電所の管理事務所内に保管していた投光器用のバッテリー1台から発煙を確認
- 同日 県・松江市は、中国電力への立入調査（第1回）を実施
- 令和4年4月26日 中国電力(株)が原因と再発防止策をまとめた報告書を提出
- 5月19日 県・松江市は、中国電力への立入調査（第2回）を実施

### 2. 県の対応（立入調査（第2回）の概要）

#### (1) 調査内容

令和4年4月26日に中国電力から公表された原因調査結果及び再発防止対策を取りまとめた報告書の内容が適切であるか、下記項目を確認

- ① 火災の原因調査結果
- ② 再発防止対策の策定・実施状況
- ③ バッテリーの保管状況・点検方法（現場確認）

#### (2) 調査結果

中国電力が報告した火災原因、火災への対応状況および再発防止策の策定・実施状況について、消防・メーカーが作成した調査報告書、中国電力が作成した手順書類、消防との打ち合わせの議事録、社内周知・依頼文書等との照合や、立入調査時の聞き取りにより、以下のとおり確認

- ① 火災原因について、バッテリー内部でプラスとマイナスを分離する部材が損傷し、大量の電流が流れたために異常発熱し火災が発生したとしており、その要因としてはバッテリーの経年劣化の可能性があるとしているが、消防・メーカーの原因調査結果、消防との議事録から、適切に原因分析がなされていることを確認
- ② 火災発生後には、中国電力において、バッテリーの必要数の再整理、劣化したバッテリーの廃棄および管理方法の見直し、発電所内および協力会社に対する注意喚起等の対応をされていることを確認
- ③ 再発防止策として、経年劣化の状況を把握するための点検項目・判定基準の追加、火災発生リスクに対する意識の定着を目的とした事例教育の定期的な実施、経年劣化を未然に防止するためのバッテリー交換周期の見直し等を実施されており、問題は見られないことを確認
- ④ 原子力規制庁の原子力規制検査では、火災原因及び再発防止策の実施状況について特段の指摘事項等はなかったことを確認

## 島根原発2号機事前了解に係る中国電力・国への要請について

### 1. 中国電力への要請内容（別紙1参照）

- (1) 審査や検査の状況の適切な説明と丁寧な情報提供
- (2) 常に最新の知見を取り入れた最大限の安全対策
- (3) 過去のトラブル等からの教訓を反映した組織・人員体制、教育・訓練などの充実・強化、万全の核物質防護
- (4) 周辺地域を含めた地域振興への特段の配慮
- (5) 関係自治体に対する誠意をもった対応 など

### 2. 原子力規制委員会への要請内容（別紙2参照）

- (1) 最新の知見の規制基準への反映
- (2) 設計及び工事計画認可などの厳格な審査
- (3) 原子力規制検査の厳格な実施 など

### 3. 内閣府への要請内容（別紙3参照）

- (1) 避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、迅速・確実な実動組織の派遣などの支援・協力
- (2) 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や、立地・周辺自治体が行う取組に対する十分な財政支援 など

### 4. 内閣官房への要請内容（別紙4参照）

- (1) 他国の領土や主権の侵害を抑止する国際秩序を確立するための国際社会と協調した経済制裁措置の実施
- (2) 武力攻撃が懸念されるような場合の原子力事業者に対する運転停止命令などの迅速な対応
- (3) 万が一、ミサイル攻撃等が行われるような事態となった場合の自衛隊による迎撃態勢と部隊の配備 など

### 5. 経済産業省への要請内容（別紙5参照）

- (1) 核燃料サイクルの課題解決に向けた取組の加速
- (2) 原発の再稼働判断に立地・周辺自治体の意見が反映できる仕組みの創設
- (3) 原子力災害時の避難をより円滑に実施するための道路整備等の支援
- (4) 原発への依存度を可能な限り低減するための再生可能エネルギーの導入促進
- (5) 電源三法交付金等の対象地域の拡大 など

## 中国電力への要請事項

1. 設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査の状況等を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下、関係自治体という。）に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 常に最新の知見を取り入れるなど、島根原子力発電所の安全確保に最大限取り組むこと。  
また、万が一事故が発生した場合には、十分な賠償を行うこと。
3. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮するとともに、核物質防護に携わる全ての職員がその重要性を認識し、核物質防護に万全を期すこと。
4. 突発的な武力攻撃の発生に備え、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止するとともに、平時から体制の確認・徹底に努めること。
5. 汚染水対策について引き続き適切に実施すること。
6. 使用済燃料の処理・処分に事業者として責任を持って適切に対応すること。
7. 多様な電源構成を目指すために電力事業者として再生可能エネルギーの導入・技術開発に一層取り組むこと。
8. 周辺地域を含めた地元企業への工事発注や宿泊施設の利用など、地域振興に特段の配慮をすること。
9. 原子力防災対策については、平時から関係自治体と連携を図り、積極的な協力を行うなど、事業者として必要な取組を継続して行うこと。
10. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。



## 原子力規制委員会への要請事項

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所 2 号機の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。  
検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、随時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないように対処すること。

## 内閣府への要請事項

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力を行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。

## 内閣官房への要請事項

1. ロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。  
ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。
2. 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命ずるなど、迅速に対応すること。  
また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
3. 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すこと。

## 経済産業省への要請事項

1. 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
3. 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
4. 国は、万が一の事故の際に懸念される汚染水への対策が中国電力において引き続き適切に実施されるよう指導すること。
5. 原子力災害が発生した場合、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
6. 原発依存度を可能な限り低減するため、再生可能エネルギーの導入促進を図ること。
7. 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金については、地域の実情に十分配慮した交付金額・期間とすること。  
また、原子力防災対策が必要な区域が 30 キロ圏内まで拡大されたことから、電源三法交付金等については、既存の対象地域に対する交付水準を確保した上で、原子力災害対策重点区域まで対象を拡大すること。